

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

## 会 議 録

開示  
一部開示 (理由:条例第 条第 号 該当)  
不開示  
時限不開示 (開示: 年 月 日)

市長	副市長	市民部長	所長	室長	次長	係長	記録

作成日 平成 26 年 3 月 26 日

日	平成 26 年 1 月 29 日(水)	時間	14:00 ~ 15:55	場所	糸魚川市役所 203. 204 会議室	
件名	糸魚川市介護保険運営協議会 (糸魚川市地域包括支援センター運営協議会、糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)					
出席者	<b>【委員】</b> 13 人 (欠席委員 2 人) 倉又孝好委員 (会長) 金子裕美子委員 (副会長) 竹内利之委員 岡田百合子委員 山本のり子委員 山崎弘美委員 丸山淑子委員 横澤陽子委員 中村勝男委員 山本愛一委員 猪又好郎委員 赤野宏斉委員 八木 章委員 <b>【事務局】</b> 10 人 市民部 吉岡部長 福祉事務所 加藤所長 小竹次長 介護保険係 嶋田係長 須澤主査 青木主任主事 上谷主事 高齢係 室橋係長 川原主査 加藤社会福祉士					

### 会議要旨

#### 1 開会 (14:00)

事務局 会議次第「3 会長あいさつ」まで進行をつとめる旨を述べる。

#### 2 市民部長あいさつ

部長 第 5 期の来年度が最終年度になりますので本年から来年にかけて第 6 期の介護保険事業計画等の策定をしていかねばならない。今、東京都知事選挙の活動が行われている。その中で、今まで都会では待機児童等の子育て、保育園等の整備について議論が行われてきた。しかし、最近では子育てに加えて、今後団塊の世代を頂点とするお年寄りの政策についても議論されている。糸魚川地域は都会に先駆けて高齢化が進んでいるため、我々の今やっている、あるいはこれから行う高齢者対策が都会のモデルになる。

いかに介護保険について施設サービスの充実とその負担の接点をどうするかが大きな課題となっている。そうすれば、都会を支援するということが考えられる。そういったことも踏まえまして、それに対して意見を述べて頂きたいと思いますので本日もよろしくお願ひ致します。

### 3 会長あいさつ

会 長 第5期介護保険事業計画の施設の整備、第6期の介護保険事業計画を中心に協議を行っていただきたいと思います。第5期は保険料の大幅な上昇、サービスの質の確保、地域密着型サービス事業の計画的な整備など、適正な保険運用を行う上で多くの課題があります。

第6期に関しても、今から来年度にかけて第5期の同様の課題を抱えながら、市民が納得できるような事業計画を策定していかなければならないと思います。委員の皆さんのご協力をお願いします。

### 4 報告・協議事項

#### (1) 全体に係る事項

##### ① 委員の交替について（資料 No. 1）

事 務 局 委員の皆さんの任期については、平成24年6月22日から平成27年3月31日までとなっていますが、団体から推薦をいただいた糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会において、中谷清一委員が退任されました。今回同協議会より後任の方として、横澤陽子さんを推薦いただき委員として委嘱しました。なお、任期につきましては、前任者の残任期間の平成27年3月31日までとなっております。本日、初めての方もいらっしゃると思いますので横澤委員より自己紹介をお願いいたします。（横澤陽子さん自己紹介）

#### (2) 糸魚川市介護保険運営協議会

##### ① 介護保険制度改正の検討状況等について

事 務 局 資料 No. 2 により、説明。

##### 〈調査審議〉

会 長 調査審議にうつります。ただ今の説明へのご質問、ご意見いかがでしょうか。

委 員 今の説明に対して、例えば反対だと発言した場合、上（国）へどのようにあがっていくのですか。言っぱなしなのですか。

事 務 局 国の制度なので、全体的には変えられないところがあります。ご質問等があればお受けしたいと思いますし、市の裁量でできる部分につきましては、本日または次回以降の協議会の中でご審議等をいただければと思います。

委 員 単身と世帯と色々書かれているのですが、具体的には10ページのところで夫婦（世帯）の場合は280万円＋基礎年金79万円を合わせた合計359万円がここで言う合計所得それともそれがまだ決まっていんでしょうか。

事 務 局 単身であれば収入で280万円、配偶者がいる場合には、お二人の収入で359

万円になります。

委員 低所得者の高齢者の保険料の軽減で、給付の5割は公費というのは、何%くらいだしているのでしょうか。

事務局 こちらにつきましては別枠の公費ということで、国から説明を受けているのですが、はっきりと決まっていない部分になります。

委員 政府が出す25%のうち5%は国で再配分するということだが、その部分を増やすということなのか、それともそれ以外から出すというこのなのか？

事務局 5%は財政調整交付金の関係だと思うのですが、その増額なのか別制度なのかということについては説明を受けていないところになります。

委員 所得の多い人には多く負担してもらおうということだが、所得を調べる権限はあるのか。

事務局 原則は申請主義ということになっている。ただ、調査権等も与えられることもありますが、さらに罰則等も強化したいということで国では考えております。

委員 給与所得者のように入ってくるお金がきちんと分かるところと、青色申告をしているような掴めないところがある。

事務局 所得の部分に関してはまだ分からない部分もありますが、預貯金等の部分については事業収入によって差というのはおそらく設けないと思う。

委員 はっきりしていないということは、他にもまだ国会で論議していないということですね。では、ここで言ったことを上にあげていくルートがあるのか。

委員 法律ですから、法律執行後の運営には我々意見を言えるが、執行前であれば国会議員を動かすしかないでしょう。

事務局 介護保険に限らず、地方で色々問題を抱えている場合、国への要望ということであがってくることがあります。その主なものは、このような会議の中で出た、あまり細かい制度的なものは難しいですが、大きな課題につきましては、まず市町村長から県市長会への要望をあげて、そこで審議をして大多数の支持を得られれば、今度は全国をブロックに分けている北信越関係の市町村会で審議をしてもらいます。

その中で審議されて重要だという項目につきましては、全国の市町村会で審議をされ、それが国へ提出されるといったシステムがあります。そのようなシステムに乗せるような大きな課題で、しかもほぼ全国的な、どの自治体でも大きな課題になっているものについては、国への要望事項として出来るようになっていきます。ただ、非常に細かい制度については、今ここで明確に申し上げられませんが、それぞれの担当分野の県の会議があります。その県を通じて中央省庁へいく機会もあると思いますが、こういったものをあげられるということは明確に答えること

はできません。

確実に届くかどうかは別として、おっしゃっていただいた部分については、私ども機会があるごとに、今いったようなルートを使って中央へ要望を届けるよう努力していきます。

会 長 委員、よろしいでしょうか。

委 員 はっきりしないですからね。保険料等を決める際に予算も考えるということについては反対します。新たに個人のもちものにもかけるということですよ。今まではそれがなかったわけですから。

事 務 局 まず保険料に関しましては、前年の所得、収入等に応じて保険料を賦課させていただきます。また、それとは別のサービスを使った場合の利用者負担ですが、現行1割ですが、そちらについては資産を勘案します。

ただ不動産につきましては、なかなか制度上課題があるということで、今回検討事項ということで、継続した審議となっておりますので、不動産等につきましては今回据え置かれている状況です。

委 員 そうですね、それには反対します。

事 務 局 どういった理由でというのを、付け加えていただければ、私どもも上位の方に意見を述べるときの参考になりますので、少しその辺を教えていただければと思います。

委 員 1000万円くらいだと退職金もまだ持っている人がいますよね。1000万円もないけれど、退職金を持って1000万円という人は、だからあなたは2割負担だということが問題になると思う。資産をたくさん持っている人、どうしても使わなければならない人が1000万円を持っているのでだめだよと、いうのは困る。

事 務 局 では例えば、今のように預貯金が1000万円とみられていますが、これを例えば金額を引き上げるということでは具合悪いのでしょうか、それともまったくそれをはずしてほしいということでしょうか。

委 員 持っている金に対してかけるべきではないと思う。

事 務 局 ご意見は分かりました。

委 員 今の1,000万円に関しては、特養の人の補足給付のことであって、利用料とはまた違うと思うのですが、いかがでしょうか。利用料に関しては年収の部分になっていると思います。特養に入っているときの補足給付の見直しで1,000万円預貯金があった場合の補足給付をやめるという意味だと思います

今まであまり言ってこなかった、要支援の方を介護保険からはずすとか、あるいは一定以上の所得のある人には利用料2割負担というのは、確かに介護保険を継続していくためにどうしたら継続していく事が可能かということで審議した結果

だということは受け止められるのですが、現実問題として、糸魚川市で要支援で色々なサービスを受けてなんとか生活を成り立たせている方たちでの支援が十分成り立っていきけるかどうか、これが糸魚川市に限らずどこの市町村も大きな課題ではないかと思えます。

例えば4ページの部分で質問なのですが、訪問介護のサービスが今度要支援の方が既存の介護事業所によるということで訪問介護について3点かかれています。料金は介護保険からはずされますので、当然今までのような一割負担で利用は不可能になりますよね。これはもう間違いないことですよね。そうすると、今まで介護保険としてホームヘルプを利用されていた方が同じ事業所から同じヘルパーに来て頂いたとしても、今まで一割負担のわずかな金額で受けていたサービスを、その何倍も支払って同じサービスを受けるということになると解釈してよろしいでしょうか。まずそこを一点お聞かせ願えないでしょうか。

事務局 今の制度であれば介護報酬というものがあろうかと思う。その報酬等もどういう形にすれば良いのか、及び利用者の負担も何割とすべきなのか、現行のままが良いのか、増やしたほうが良いのか下げたほうが良いのか、というところにつきましてもこれからのお話になりますので、国からの状況が分かり次第この席上で皆様にもお伝えして行きたいと思っております。

委員 今、私達がとても懸念しているのは、確かにもしサービスが受けられるような制度になったとしても、その料金設定の負担が増えれば、当然使いたくても使えない状況になるので、今まで辛うじて要支援の人がサービスを使うことで、一人暮らし、あるいは高齢者二世帯としても成り立っていた生活がその時点で崩れ、逆に軽度の状況で成り立っていた生活が継続できなくなり、本来なら介護保険のお金を減らすべき考えで要支援の方を外そうということが、要支援の状況を外したことで重度に進ませる元になるのではないかと、ということが一番心配しております。

もちろん介護保険が始まった当初、畑仕事もできるような元気な方が、デイサービスの人数を早く満たしたいということで「あんたも利用しろ」と大変営業に走った事業所が全国色々あるということも耳にしておりますが、そういう風に使わなくてもなんとか成り立っている人と、どうしてもそれを利用することで生活が成り立っている人との見極めを十分にされて、ぜひ軽度の状況のまま生活が成り立って行くような支援を考えていただきたい。

それから、NPOのことも盛んに言われておりますが、果たして糸魚川でそれを支えるだけのNPO活動が可能かどうか非常に心許ないところです。もちろんこれから地域住民がお互い助け合ってお互いの生活を支え合う助け合い活動のようなものも充分大事だということは承知しておりますが、コミュニティの崩壊と言いますか、成り立たない集落もありますし、本当に課題が結構大きいところだと感じております。

それで、私ども家族の会は、全く初めてのことで、こちらの行政の方にも随分迷

惑をかけたかと思うのですが、要望書として市議会並びに市長あてに、要支援外しはやめて欲しいということと、あるいは2割負担の見直しをして欲しいという要望を出させていただきまして、糸魚川市議会はそれを内閣総理大臣あてに議会の意見書として提出していただいたというお返事をいただいております。あと、新潟県内で同様な取扱いをさせていただきましたというお返事が見附市からも頂いておりますし、継続審議という形でいくつかの市からもお返事をいただいております。私も4人家族の内2人が介護保険の御厄介になっておりますので、これがなくなると本当に生活そのものが成り立たないところに来ておりますので、このまま安心して使えるサービスであって欲しいと思っております。そのためにはどういうことをしていかななくてはいけないのかということ、本当に本気になって考えなければいけない時期を私たちは迎えてしまったのだなということも実感しております。

今後、第6期の計画がどのようなものになるのか少し心配を抱えながら、でも一生懸命考えて行かなければいけないと感じました。以上です。

事務局 先ほど誤った説明をしておりました。保険料については前年の収入。利用者負担につきましても前年の収入。補足給付については資産等勘案すると。今回3つの説明で大変申し訳なかったのですが、訂正させていただきます。

会長 他にございますか。

委員 今、NPO、民間事業者等によるミニデイサービスという項目も出て参りましたので、今まで介護保険の事業所番号がないといった介護の、要支援も当然介護保険の中に定められておりましたので、全く手を出せませんでした。我々の立場としてもそうなのですが、ぜひ今度民間事業者としてこういったミニデイサービスをさせていただけるのであれば、できる限り要支援の皆様を支援できるように考えて行きます。ただその施設の認定や基準等が全くまだ何もないので、要望として、今後こういう方向に進んでいきますので、ぜひ糸魚川市としても積極的にそういったものを発表していただければと思います。今一部だけですが読んだ中での要望と言いますか感想を、プラスの面もあるということでお伝えしました。

会長 ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局 要望として承りました。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 重なるようですが、総合事業の2つ目について、イメージがわからないので質問です。今まではサービス給付でしたよね。それで今度は事業として行うということになっていますよね。このイメージがどんなことになるというのかがよくわからない。訪問介護や通所介護を保険でやっているわけですよね。あれが事業が変わるとどういうことになるのか、具体的にイメージできないものです。今までや

っていることと全く違う格好になるのですか。そういうサービスをやる業者がいて、それを利用していますよね。それを今度は事業としてやるということは、地方自治体の事業としてそういうものに取り組むということになるのですか。ではその施設は、今やっている業者の皆さんは、市の仕事を請け負うということになるのか。

事務局 給付事業の場合は全国一律の報酬単価があって、サービスを利用した時に費用負担をしているわけですが、事業になると、各市町村によってその事業主体をやるということになります。それで、これからの大きな課題だと思いますけれども、例えば生活支援サービスの中で、先ほど委員からもお話がありましたように、例えばヘルパーさんをずっと使うことになる方もいらっしゃるかもしれませんが、中にはヘルパーさんの利用がなくても、例えばお茶の間クラブであるとか、そういうような、もっと軽度なものの利用ができることももしかしたらあるかもしれないと思っています。そういう場合に、私達とすれば、要支援の方達が今現在どんなサービスを利用しているのかということ、今後この方にとってどういう支援が必要なのかということの分析は必要であろうと思っています。その中で、色々な事業展開をする中で、要支援の方、または要支援にならないようにするための事業展開をしていく必要があると思いますけれども、具体的にどんなものかというのはこれからだと思っています。

会長 それでは国の概要の資料ということでの説明なので、色々これから問題も出てくるだろうと思いますが、またその都度、委員のご意見をいただきながら進めて参りたいと思いますのでこの件についてはこれくらいで締めさせてもらって、次の「②第5期介護保険事業計画における施設整備について」事務局、説明をお願いいたします。

## ② 第5期介護保険事業計画における施設整備について

事務局 資料No. 3により、説明。

### 〈調査審議〉

会長 これから調査・審議に移りますが、その前に糸魚川市の介護保険条例第19条に調査権限ということで、この協議会はその所掌事項を遂行するために必要があると認められるときは事業者及び利用者その他関係する者に対し、必要な文書その他資料の提出または意見を求めることができるという規定があります。それで今日、特別養護老人ホームクレイドルやけやまの施設長がお出でになっておりますので、先にお話をさせていただいて、その後、内容によってはご意見をいただくということにしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

施設長 ご紹介いただきました、クレイドルやけやま特別養護老人ホームです。14床でございますが障害者支援施設を併設しておりますエスポアールはやかわと申しますが、よろしくお願ひします。まずお詫びを申し上げたいと思います。今第5期

の介護保険計画に計上いただきました特別養護老人ホームの整備につきまして、色々御論議をいただいたところでございますが、最終的には50床の整備を断念したところでございます。お詫びを申し上げます。

今期計画を策定するに当たりまして、整備したいと手を挙げさせていただいたところですが、当時も待機者が非常に多く、また全国的に50床の特養では不採算施設が多いということから、施設の増床が必要との認識で、当時在宅福祉推進で注目されていた小規模多機能型を現施設に隣接し、計画したいと考えていたところです。効果的に運営するため、廊下で繋ぎ、共用できるものは共用し、効率的運用を図ることで計画したところ、新旧施設を繋げると小規模多機能型特養にはならないということになり、改めて計画を見直すことになったところです。

今年度改めまして財政計画を含め精査をしたところ、1つ目として財源の確保の目途が立たないこと。2つ目として用地取得が必要なこと。3つ目として職員の確保が困難なこと。2、3につきましては当初からわかっていたことでございますが、これらの理由により止む無く断念をしたところです。

財源については補助金が少なくなったということが一番大きな原因であり、施設もできまして14年目に入りますが人件費や、あるいは設備が老朽化しておりまして更新に費用がかさむこと、またショートステイを始めとした稼働率の低下、介護保険料の改定によります増収を見込めなくなったということ、それから特養としては一番若い施設であり、預貯金が少ないというようなことから、借入金の返済の目途が立たないと判断したものであります。

用地につきましては、現施設内では必要面積を確保できないことから周辺農地を買わせていただくことになるわけですが、買収費と造成費が多額になるということ、そして職員の確保につきましては特に看護職の確保が極めて困難であるというようなことで断念したところであります。このようなことで十分な精査をしないで今期手を挙げさせて頂き、断念するに至ったことは誠に遺憾でありまして、皆様を始めと致しまして市民のご期待に背き、誠に申し訳なく思っております。深くお詫びを申し上げます。最少の費用で早く特養を整備し、100名を超える在宅での待機者を少しでも解消するための方法としまして、現在36床ありますショートステイを16床減少し、特養に転換したいと計画したところでございます。折しも今年度に入りましてショートステイの稼働率は下がっておりまして、12月末現在、対前年比6%ほどのマイナスになっております。今回この運営協議会会議録を拝見しましたが、先ほど事務局からもお話のありました通り、ベッドが減ることによりまして、利用できなくなるのではないかと、あるいは青海地域に新たに20床ショートステイ施設がオープンしても、より身近な施設を利用したいということになるのではないかと懸念のご意見をいただいているところでございます。たしかに利用が集中する場合はお断りすることになると思いますが、特別養護老人ホーム入所者の入院中のベッド等も活用し、できるだけご要望に応じて参りたいと考えております。我々の運営しているのはひすい福祉会、青海地域にあります「ふくがくちの里」と同じでございますが、ひすい福祉会の役員会では



待機者が多い現状の中、早く市民要望に応えるべきとの発言もありまして、ぜひこの計画の早期実現にご理解を賜りたくお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは事務局の説明、それから只今の施設長の説明を含めましてご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委 員 ショートを16床減らすと。それでそれを特養に使いたいと。話としては結構なことだと思うのですね。特養が増えるということは、50床を断念せざるを得ないという中では、16でも増やせばいいと思う。ショートが市全体で16減った場合、全体として困るようなことはあるのですか。

事 務 局 困るか困らないかというのは、確かにピークがありますので、そのピークの時に全部をカバーできるかという、16床減った場合にその影響が果たしてどれくらい出るのかは多少不安があります。ただ現行ショートステイの稼働率、これはクレイドルだけではなく市全体の稼働率を見ますと、おおよそ、割合低いところで70%台。高くても80%ちょっとというような状況で、比較的ショートステイが空いております。その中で今回更に26年度には、場所は青海であります。20床のショートステイが増えるわけです。そういった中で私どもとしては、ショートステイが平均的にはそんなに足りなくなることはないけれども、ピークや何かの時には足りなくなるかもしれません。

私どもが心配しているのは、多くの施設が色々なサービスを行っているわけです。特養、ショート、場合によってはデイサービス。そういうものの全体的な経営が悪くなると、他の方のサービス提供にも影響してくるということです。そういった中で私どもと致しましては、まず市民の安定的なサービス提供をされること、あるいは施設が健全な運営をされることによって高齢者へのサービスが安定して提供できる、あるいは利用できることも踏まえております。そういった中で心配としては、地域的に、もし早川の方が16床減ると増えるのは青海地域ということではありますが、距離的なことを言えば、10kmくらい移動をするという中では、私どもの考え方では、十分利用できる範囲ではないかという気はします。そういった意味で、色々な課題がないわけではないですけども、全体として私どもは市の福祉施設の安定的なサービス提供ということを考えますと止むを得ないのかなという気もしております。全然問題がないわけではありませんが、今のような状況であるという判断をしております。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 個人的なことを申し上げるとちはクレイドルさんにいつもショートをお願いしている関係で、困る話だなというのは個人的な意見です。ただ待機者が多いということで、ほっとされるご家庭が確かにあるわけで、私が発言させていただいたのは、特養に変換するとかそういうことではなく、介護職並びに看護職の不足をどのように汲んで行かれるかということですね。これはクレイドルさん以外の施

設にとっても大変なことで、例えば玉成会さんが新たに今春開設されるわけですが、人員確保がきちんとされるからこそ開所されると理解はしておりますが、糸魚川に限らずどこの施設もどこの地域も人員不足という声を聞いておりますので、建物はお金を出せばもちろん建ちますが、それを支えて下さる介護職並びに看護職の職員をどう確保するか、それを糸魚川としてどのように考えて行くかも大きな課題ではないかと思っております。

事務局 非常に難しい問題であるということは今ほどご提言があった通りで、全国的な問題であります。そういった中でまず看護職につきましては、できる限り私も行政と医療関係者と合わせて、高校等への進路の時に、例えば糸魚川では看護職が不足しておりますので就職しやすいですよ、あるいは、もし地元に戻って来るといってご希望があれば職業の選択肢として非常に来やすいですよと、こういう説明を各高校へ出向いてやっております。それから看護職に就いた場合につきましては、私も市としても就職の際に色々と支援をすとか金銭的なご援助をすとか、あるいは学校へ行く際に奨学金制度をし、糸魚川市に戻って来ていただいた場合には、一定年限以上勤務していただければその奨学金は免除すとか、そういった優遇制度を設けて、できるだけ看護師の確保について努力をしている最中でありまして、ただ十分とはまだ言えない状況であります。介護士についても私もとしては色々と努力をして行かなければならないところでありますが、ただ根本的な、いわゆる人を相手にする仕事でございますのでなかなか難しい所もございます。これは看護職もそうなのですけれども、そういった中で何ができるかということについて少し検討して参りたいと思っております。今は明快な答えは介護職についてはできない状況なのですけれども、どうやったらいいのか、いわゆる世間的な、一般的な情報では、今ほど言ったように人へのサービスでありますことから、仕事が大変だと、時間的にも肉体的にも大変だと、それからそれに対する報酬が十分でないとか、色々課題がございます。じゃあそれを今すぐ解決できるかというとなかなか厳しいところがございます。そういった状況でありますので、何ができるか、あるいは何からできるかというものを関係者と充分話をしながら努力をして参りたいという認識を持っております。介護士については明快な答えはできませんが以上でございます。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 私も委員さんのように、仕事柄能生のお客さんもクレイドルさんのショートを使わせてもらっている部分があって、ショートが減るのが非常に残念なことかなと思うのですが、ただ余談なのですが、クレイドルさんのショートの中身がとても素晴らしいということをここでお伝えしておこうかと思っております。まだまだ他の施設、特に新しくできたショートステイでは、お預かりものというところで、レベルがやはり下がって来るといってショートステイがたくさんあるのですね。やはりそこにひとつ区分をつけていただいて、あそこに行けば楽しかったよと言えるような個別の対応をしてくださっているショートがなくなるのは非常に残念かなと

思うのですが、それくらいクレイドルさんのショートは素晴らしいのですよということをごここでお伝えしておきたいと思います。

会 長 先を急ぐようで申し訳ないですけど、一度皆様の意見を集約したいと思いますので、クレイドルさんには一度退席をお願いいたします。

～ クレイドルやけやま退室 ～

会 長 もう一度集約に入る前にもしご意見があればいただいて、それから決めさせていただきます。

委 員 糸魚川の現状としては待機者が多いし、確かに高齢者世帯、一人暮らしの方が増えているので、施設希望が増えているのも止むを得ない事情がたくさんあるかとは思いますが、どういう方法に向いているのかということをご常に考えて、何か施設を増やせばその時の問題は一時的には解決するかもしれないけれど、高齢者は増えるばかりです。何を言いたいのかというと、やはり在宅支援という方法に向くのであれば、今、委員が言われたように、質のいいショートステイを確保していく努力とか、あるいはもっともっと在宅支援に力を入れる方法を見失わないように進んで行っていただきたいと思います。補足説明でした。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 これから第6期や第7期の話、結論が出ていないのですけれども、今までの審議会の流れ及び市の方針を拝聴していると、やはり特養みたいな施設をたぶん作らないのではないかと思います。それは人口の減少で、ピーク時でもそこまで要らないということで特養を作らない。私はその代わりに逆にショートが多くなるのではないかと考えております。それで何でここでショートが減らして特養の20床にするのかというのをまだ議論していただきたいと思います。それとまだわからないことは、もしこの原案が承認されたらいつどのように開設するのかという行程的なものも全然わかっておりません。そういうことを例えばこのマンガみたいなものを付けてちゃんとしていただきたいと。今まで何回も申し上げますが、同じ表を使って、同じ口頭の説明で、それで採決するというのはちょっとおかしいのではないかと考えております。

会 長 只今、委員からもう少し議論をして欲しいという意見も出ておりますがいかがでしょうか。

委 員 地域の中に入ってよく聞く話が、ショートは1ヶ月2ヶ月前に前もって予約を入れておかないとすぐには使えないと、市民の皆さんほとんどの方がそう捉えておられる。でも今お聞きしますと稼働率が70%というお話をされておられました。この差というのは、どういうことなのでしょう。実際に使いたくても使えないから我慢をしている、出掛けないでいるということをごたくさん耳にするのにショートベッドが余っているというところはどのなのでしょう。

委員 前回の会議の時にも意見が出ていたかと思うのですが、たしかに今年度の4月か5月くらいでしたか、ショートステイのロングショートという長いショートを使うのはいけませんよという通達が出まして、ケアマネさん、家族ともにちょっとその辺りのセーブをされて、だんだんとショートは短い利用期間という形になりました。委員さんが言われたように、3ヶ月前とか4か月前のところも実際にはあります。ですけれど予約ですので、ご家族の取りたいところというのがなかなか分からなくて、想定で長期に取っている方もいらっしゃるもので、そのようにちょっと満床、満床という形になって来たのですが、現在はそんなことはありません。割とショートは空いていまして、ほとんど取れています。

委員 それはやはり市民の皆さんにそのことが情報として提供されないとまずいのではないのでしょうか。使いたくても使えないというのがそのままある。でも制度が変わって、いや空いていますよと、その空いているという状況が実際に利用する人達のところに届いていないということは、何か改善しなければいけないことがあるように思います。つい先日私も訪問させていただいた中で、「ショートはねえ、頼んでもすぐはダメだって言うから諦めた」というお話を3軒くらい続けて聞いたのですね。時期的なこともあるかもしれませんが、とりあえずケアマネさんに頼んでみて下さいと。キャンセルがある場合もあるかもしれませんが頼んでみて下さいとお伝えしましたけれども、何かその辺のところをちょっと方向を考えていただければなど。周知する方法を考えていただければいいかなと思います。

事務局 今のご質問に今お答えするのはちょっと難しいのですが、私がさっき発言させていただいた、経営の安定という面を今非常に心配しております。特に経営が安定しないと、そこで働く人の報酬といいますか給与が、あるいはボーナスといますか、そういうものが予定通り支給できない場合が出て来るという心配があるわけです。そうすると、今獲得できない介護士がますます確保しにくくなる。そういったことによって逆にまた市民の全体としての福祉サービスがうまく行かない。こういう面も中にはあるということもございますことから、先ほど経営の安定という細かいことはお話しませんでしたけれども、そういった面もございますので、なんとか私どもは市民の皆さんの需要に応えるようにはしなければならぬけれども、全体の福祉のサービスということも、さっき付け加えるのを忘れましたので付け加えさせてください。

事務局 ショートステイをなかなか取りづらいというお話を市民の方からお聞きしたということですが、その部分については、どなたがそのようにおっしゃっていたのかということをお私たちに教えていただきたいということと、またその方の自立した生活を支援するためにはケアマネさんが付いているわけですので、そういう相談はケアマネさんを通して、どんな生活が一番安定しているのかということも相談していただきたいと思っています。その中でも私たちの方でもケアマネ

さんの会議の中ではそういう家族やご本人さんの状況も充分見ていただきたいというお話はさせていただきたいと思っています。それと去年の春先にお話しさせていただきましたのは、ショートの利用について介護保険制度の中で適正に、というところをお話しさせていただいたわけで、いっぱい使っているからダメだということではなくて、検討会をさせていただいて、必要であれば使っていきましょうというお話をさせていただいておりますので、その辺りだけ確認させていただきたいと思います。

委員 利用している立場から最近の状況をお話ししますと、私どもはだいたい4ヶ月前に申し込みます。たしか何かルールがあって、3ヶ月前の1日か何日かの間で調整会議を開くということで、ケアマネには4ヶ月前。それで去年までは追加1日というのはできなかったのですけれども、さっき委員からお話のあったように、今年は1月、2月ですかね、追加1日というのが1ヶ月前くらいで取れますので。全体的にも去年、一昨年までは絶対に取れませんでした。それは雪深い所に住む方が本当のロングでずっと取っているから絶対にダメだと言うのですね。うちの母のことですけれども、3、4年前に怪我をして入院していてもそういうところに入れません。だからすぐ自宅で介護を始めたのですけれども。今はそういうルール通りにやっているおかげで、プラス1というのも1ヶ月前に調整できるので、空いてるという表現はおかしいですけれども、非常に合理的に動いていると思っています。

委員 私も委員と一緒に抱えている家族としては前もってのショートは何とかお願いできるのですけれども、一番ショートを使いたいのは、例えば介護者が急病になって介護ができないから即お願いしたいとか、あるいは不幸事があって遠くへ行かなければならないからお願いしたいという緊急的な対応がショートステイでスムーズにお願いできることが正直に言って一番の望みですね。ロングショートをかなり制限して下さって、委員はちょっと余裕があるようだという発言でしたけれども、残念ながら冬場はやっぱり私の感触としてはちょっとキツキツで厳しいかなど。だから稼働率がやっぱり70%台はたしかに採算的には厳しいのかもしれませんが、常に100%で空きがありませんという介護者はものすごく精神的な負担が大きくて、自分に何かあったらこの人達はどうなるのだろうかという不安を抱えますので、幾分空きがあってもちょうどいいという感じが介護者の立場では理想的だなという感じがします。本当にお願したい時にすぐ対応してもらえるような、少し余力を残した空き状況であって欲しいというのは正直なところでは。

事務局 一点、私どもの理想としましては大体90%くらいかなと。ただ90%というと本当に集中する時もあるということです。心配しているのはやっぱり介護従事者が十分確保できないと、そこに施設があってもそこを閉鎖せざるを得ないということも考えられるわけです。ですからできるだけ施設の確保とともに従事者も確保しないと、先ほどのように特養をやりたいけれども、土地の問題もありますけれども、従事者がいないと。こういう問題も背負っていますので、できるだけ待遇面

でもやはり決められた金額、あるいはそれ以上の金額を提供できるような施設であって欲しいというのが、私の希望といいますか心配事でもあるのです。そういった中で今の釣り合い的に少しショート稼働率が低く、また、なおかつ特養の待機者が100名近くいるだろうと。いるだろうというのは自宅での数が大体その位ですので、他の施設から特養に移りたいという人も含めればもっと多くなると。そういった点も踏まえた中で、来春幸いにして位置的な問題はあってもいいかもしれませんが、更に20床できるということもございまして、全体的に勘案すると止むを得ないのかな、あるいは逆にそうしたほうが良いのかなというような感触を私は今持っております。

委員 完全に入所のベッドではなくてベッドシェアリングということで1つのベッドを2人ないし3人で使う。ですから月の半分はAさんが使って、あとの半分は自宅に帰って既存のデイサービス等を使いながら1つのベッドを2人でシェアするとかいう方法で、ロングショートに少し近いような形ですけれども16床を16人で使うのではなくてもっと大勢の人が使いながら在宅支援も叶えるというようなことはどんなものでしょうか。

事務局 ショートステイはそれと同じような考え方でありまして、必ず2人というわけではなくて不特定多数が利用するという形になると。ただ特養の場合は結局入所されますと空くまで使えないという欠点は確かにございます。そういう中で特養を出たり入ったりというのは、利用する側からも預かれないから入れてくれということなのでなかなか難しいのではないかなという気がします。それから施設の今の認可形態からしても、今おっしゃるようなことは、今の時点では難しいのではないかなと。考え方として例えばひと月を半分に割って交代でということもあろうかと思いますが、今の中ではちょっと難しいのかなと考えます。

委員 老健の場合ですとショート何床となってもそれは入所者の増減によって必ずしもショートを何床使えるというわけではないという風に優遇されていると思うのですが、特養の場合はそういうことはできないのですね。

事務局 できないです。

委員 それをできるようにするというのも困難なわけでしょうか。例えばショートはショートとして36床あると、だけでもその内の何床かについては長期入所と言うか永久入所みたいになる可能性もあるけれども、その方がここに来て亡くなられた時にはまたショートベッドに戻るといような、そういう柔軟な対応というのは難しいのですか。

事務局 年単位ではできる。例えば特養の需要がもう非常に落ちてきたと、ショート需要が増えてきたといった時に特養からショートへの転換の手続きができれば。ただ今日言って明日やるとか、そういう訳には行かないと思う。

委員 その融通が利くのであればその状況に応じて、例えばクレイドルさんの今年のシ

ョートのベッド数は30だと。来年は入所者が減ったのでショートは35使いたしように言うようにできればいいなど。

事務局 ただ今の施設の区画として、サービスが例えばこのエリアはショートステイですよというように、ある程度その中で1床2床を特養にしたりまた戻したりというのはサービスの的にはちょっと困難なように思います。

委員 サービス内容が違うということなのですね。

事務局 ブロックでもって転換するのはある程度可能なのですが、1床2床を常に変えるというのは今の施設では厳しいと。

委員 今の状況では困難だということですね。だけど今後そういう融通が利くような特養であれば、施設という位置づけになってくれれば、地域で使いやすいものになるのかなと思います。今すぐというのはとても困難な話だと思います。私は今現在、入所希望者が、待機者が多いということであれば致しかたないことなのだろうと思います。ただやはりショートの利用についてはもう少し使いやすい、利用者さんが急な時に使えるような体制作りと言いますか、それに応えていただけるようなものであって欲しいと思います。

会長 多くの皆さんからご意見をいただきましたけれども大体意見としてはこれで出尽くしたという理解をさせてもらってよろしいでしょうか。もう少し継続というような話も委員からご意見としてはありましたけれども、相対的に稼働率のことだとか待機者のことを考えて止むを得ないだろうということで集約させてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

～ 「異議なし」の声あり ～

会長 よろしいですか。

～ クレイドルやけやま入室 ～

委員 いつ出来るのですか。スケジュールが全然どの会議にもでていないので。

事務局 前回話をしたと思うのですが、希望では今年の4月1日からの予定です。

委員 開設ですか。工事ですか？

事務局 転換です。大きな工事と言うのは必要ございませんので。ただサービス体系とか、多少の必要な手続きはあります。当然県の手続きになりますので。希望では4月1日でご申請されたいということです。

委員 それでは施設長にお話ししますが、退室後色々なご意見がありましたし、また後で聞いてもらえばいいのですが、稼働率のことだとか待機者のことを考えると止むを得ないということで結論付けさせていただきました。決してショートステイを特養にして全面的にいいよと言う内容ではございませんので、そ

こを承知しておいて下さい。

施設長 ありがとうございます。皆様方のご心配の部分色々お聞かせいただいておりますので、私ども少しでも、例えば減少して20床になるわけですが、先ほど申し上げました通り、入院者のベッド等を活用しますと、100%以上の稼働も可能でございますので、なるべく地域の皆様のご要望に応じて参りたいと考えておりますし、先ほど委員からお褒めの言葉を頂戴いたしました。今以上に研鑽を重ね、職員一同で利用者そして家族のためにがんばりたいと思いますので、今日は本当にありがとうございました。一つだけ補足させていただきたいのですが、事務局から冒頭説明をいただいた中で、17年に本体棟に繋げましてショートステイの16床を整備したわけですが、今後入所される方がより重度になる、より医療的な行為が必要になるということを想定しますと、少しナースの詰所から離れているものですから、今ナースの待機しているところに近い部屋にするかもしれないというようなことで、その辺についてはまた慎重に検討して参りたいと思います。従って新しくショートステイ用に作った16床の部分を全て特養に変換するという事にはならないかもしれませんが、その辺をご承知置きいただきたい。16床を特養に変換するのですが、場所が新しく建ったところではないかもしれないということをお願いをしたいと思います。

～ クレイドルやけやま退室 ～

会長 では次へ進ませていただきます。「③第6期介護保険事業計画の策定について」事務局の説明を求めます。

### ③ 第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）の策定について

事務局 資料No.4、資料No.5、資料No.6により説明。

#### 〈調査審議〉

会長 資料の4,5,6まとめてご質問、ご意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。

委員 対象者の選定についてなのですけれども、現在糸魚川市の高齢者は16,000人位。なぜ全員対象にはしないのでしょうか。

事務局 対象者を16,000人にしないのは、全員から取らずとも、ある程度の割合の方からご回答をいただければ概ねの意見は計れるのではないかと。

委員 わかりました。私の意見は、要介護、要支援者は全員を対象にしてもらいたい。なぜかという、例えば特養に入りたい人が600人。私も全ての議会及び委員会でのここ2年くらいの市の関係者のご回答を大体全部メモしてあります。それでそれは推定という言葉は一切使っていないで断定をしているのですね。現実には推定なのです。それで大体数十人単位の誤差が出ていると思うのですけれども、やはりこれからの介護及び高齢者福祉と両方使えると思うのですけれども、この



前の7月の時点では3,000人位要認定者がいるという資料をいただいているのですけれども、3,000人ならもう完全に全部やった方がいいのではないかという意見です。それから一般高齢者については、今のご説明で、ニーズとかシーズとか糸魚川の介護、高齢者福祉に対する今後の計画が立てられるならばこれで結構だと思ふ。ただし認定者だけは全員にさせていただきたいと思ふ。

委員 関連事項でいいですか。例えば一般高齢者ですと、この中身が答えられないような方に行く可能性がかなりあるのではないかと考えられるのですが、そういう対応はどのようなのでしょうか。そういう方は結構いらっしゃる。市の文書等が届くと内容が分からず、家族がいない場合はどう答えるのと民生委員に聞いたり近所に聞いたりする場合がたくさんある。今回無作為にやられるのかその辺りはわかりませんが、ある程度把握すればいいというような考えだとは思ふのですけれども、その対応はどうか。

事務局 答えられない方については、想定していません。

事務局 事務的なことについては、委員のご質問については私の方ではお答えできませんけれども、一般的な統計手法についてのお話をさせていただきます。もちろん全員から答えていただければ、非常に私どもとしても実態がつかめるのですが、一応全体のアンケートの答えが、市の他の計画もそうなのですけれども、大体1,000位は欲しいなという気持ちはあります。できるだけ多くあればそれに越したことはないのですが、ただ一定の傾向を見るためには、少ない数だと非常にばらつきが多いのですけれども、1,000位あればある程度の集合的な見方はできると。本当はフォローできれば一番良いのですけれども、私達も限られた職員、あるいは地域の皆様の負担等を考えますと、どうしてもお答えできないものは止むを得ないのかなという判断で、私達が欲しい検体数を踏まえて、今までアンケートの回収率というのがおおよそ出ておりますことから、それを踏まえて最低限の件数を今お話ししたところです。ただどうしても精度を上げて行きたい、あるいは多くの意見を聞きたいということであれば、委員のおっしゃられたものを加味できるかどうか、検討させていただきたいと思ふます。

委員 実態が把握されていないものの端的なのは要介護者が今100人というのは、私は単なる色々なアンケートの足し算だと思ふます。例えば私どもの2名はそこには入っておりません。100名の内2名の誤差と言うのは1人の意見としてはものすごい誤差ですよ。ですからそういうものをやるには、私はこのアンケートの内容は素晴らしいと思ふます。私は65歳を過ぎましたから、1の内容についてはたぶん後で意見を言う場所があると思ふ。2の方はうちの妻にこれで書けるかというのでチェックしてもらっています。要するに要介護者の実態を10年に1回でもいいですから取っていただきたいという意見。おそらくこれを一回やると、もし全然違う方向になったら、たぶん市の方も考えられると思ふ。いつも抽出だけだったら、こういう1,000体とか500体で終わると思ふます。それと後は抽出

の方法ですけれども、もし一般高齢者だったら性別とか、当然ですけれども、3地域割と年齢5歳ごとの割をある程度クリアにしてやられると思いますけれども、それはもう当然統計を取る方の資質だと思いますのでそれはいいとしても、要介護だけ、よろしくお願いします。

事務局 事務的経費の関係でお答えできませんので、できる限り解消すべく私どもも努力はしていきます。

委員 1,000人はOKで3,000人がだめというお答えですよね。要介護者1,000人は事務及び経費を含めて可能で、3,000人は不可能だということですね。

会長 もう少しはっきりして下さい。被保険者の調査は次の策定委員会まで待てません。

事務局 今聞きましたところ、どうも回収費用、郵送の関係費用みたいなものが少しありますので。

委員 では1,000人ならOKなのですか。もし1,000人の予算でここで審議して下さいということなら、ここで審議する必要はありませんね。そういうお答えだったら。

事務局 要介護の方だけだと1,000人ですけど、一般高齢者の方を含めると。

委員 私は一般高齢者の方は聞きますよと言ったんです。それは2,000人で色々なことがお分かりなら今までの体制で結構です。要介護だけを3,000人やっていただけないでしょうかということです。今原案は1,000人です。

事務局 経費的なことをございますので、今ここでやりますというようなことは事務局ではできないというような状況で私も今捉えておりますので。

委員 やる方向で考えていただきたいと。

事務局 どうしたらできるかを考えます。でもどうしても止むを得ない場合も出て来ます。

委員 では今の事務局の答えでよろしいですか。

委員 はい。だからそれは今度6期の策定の時、なぜこの数字が出たのか、それを一から十まで質問します。実態ではないということを私は提案しているのですから。

会長 他にご意見ご質問はありませんか。

委員 一般の方で、「少し困難」「半ば（調査票の記載は「中程度」）困難」というのは判断いりますかね。また「かなり」と「ひどく」というのはこの間どうやって差別するのかというと「かなり」だけでもいいのではないですか、どちらも同じでは。

事務局 ご質問は「運動・移動能力」のところの答え方かと思います。そのことに対しては、実はこれは評価指標が明確になっている、運動器症候群、通称ロコモティブシンドローム（ロコモ）の25の質問項目を全て今回入れさせていただいたのです。その中でこのように答えるようになっていて、皆さんには少し判断に迷う

ところもあるかと思うのですけれども、その時感じたことで付けていただくしかないのかなと考えております。

委員 全国的な標準があるわけですね。

事務局 そうです。

事務局 少し付け加えますけれども、言葉的に「かなり」とか「ひどく」というのは難しい問題なのですけれども、要は5段階にしたときにこのアンケートにお答えの方がどの段階かということで回答していただきたいというのが私どもの趣旨で、この言葉が適切かどうかというのは、今おっしゃられたようなことがあるかと思いますが、いわゆる5つの段階の内どの段階に当たるだろうかというような形でご記入いただきたいという気持ちがございます。

委員 わかりました。

委員 次の「社会参加」について追加をお願いしたいのは、ここの方というのはやはり家事とか育児とか介護か何かが、全然問題ないような感じの方ばかりの社会生活の質問。結局、家事、育児、孫の子守りも含めた、それから介護とか、それで何時間あるのですかと言う質問が、社会生活の第1問とか2問でも、そういうところがないと、これは全然問題のない人が、何の趣味がないのですか、何もしていないのではないですかというアンケートになってしまう。私も24時間暇だったら色々なことをやっていますよ。だけどそれはやはり個人個人が、家事、育児、介護か何かで、時間が制限と言う言葉がいいか分かりませんが、拘束されていることこのアンケートをどこかに一つ入れていただきたいのです。例えば私の案だったら、6時間とか12時間以上そういうのに従事している人とか、3～6時間とか、1～3時間とか、ほとんどありませんと。そういう本当でない人が、こういう社会参加はどうかという、解析されるのはそういうところで見ていただきたいのです。結構私は特にこの介護保険の会議ではすごく必要かと思えます。例えば2, 3割でやりたいけれどやれないという方もいると思いますので、項目の追加をお願いします。それから私のもう一つの追加は、やはり社会参加というのでは、市議会とかこういう市の各種の審議会とか委員会の傍聴とかそういうことももちろん社会参加の一つではないかなと思いますので、そういう項目。項目は任せますけれども、そういうことも項目に入れていただきたいと思う。

事務局 前向きに検討させていただきたいと思います。

委員 それから、65歳の高齢者ということでの収入の内容のことが書かれているのですけれども、2とか3の分離する方法というのはなぜあるのでしょうかということと、それから地方自治体、例えば市の関連、県の関連とか町内会の役員とかそういうことは、比較的高齢者も働いている方はある。そういう項目、2つを1つでもいいのですけれども、これは職業の細かいことではないわけですね。大雑把な、お仕事をしていますかというくらいの感じで、比較的関連するところは箇条

書きに書いたらどうですか。

事務局 これを出した目的としましては、実はシルバー人材センターとか有償ボランティアをどれくらいの方がやっていて、その方達がどういう生活をされているかというところを少し聞きたいのありました。

委員 そうですね。私もそれは見ただけでわかります。他とのバランスが合っていないですし、4、5だけが飛び抜けている。その意図はわかります。意図が分からないようにしてはどうでしょうかということです。

事務局 はい、わかりました。ではもう少しバランスを考えて項目の内容を検討します。

委員 次6番の「健康について」。先ほど前の方で市の歯医者の方が書いてある。ここには健診を入れたらどうでしょうか。歯医者に定期的に行っていますかというのが7ページにあるのですけれども、こっちの「健康について」は健診を受けていますかというのはいない。

事務局 健診については、実は昨年9月に高齢者の生活調査というのをさせていただいています。その中である程度の傾向が掴めておりますので、今回はここから抜こうかなと考えております。

委員 そうしたら例えば健診率が50%とか60%くらいですね。

事務局 今細かい数字まで覚えていないのですけれども。今回は、前回の高齢者生活調査の傾向を用いたい。

委員 わかりました。結果はあるということですね。

会長 この説明に入る前に事務局から、もっと見やすいようなスタイルにということで、例えば国勢調査のように線を引いてスムーズに回答できるような内容の調査票にしてもらいたいと思います。では(3)の糸魚川市地域包括支援センター運営協議会に入らせていただきます。「①地域包括支援センターの運営方針について」事務局説明をお願いします。

### (3) 地域包括支援センター運営協議会

#### ①地域包括支援センターの運営方針について

事務局 資料No.7により説明

#### 〈調査・協議〉

会長 それでは只今の説明に対してのご質問ご意見いかがでしょうか。

委員 活動方針の中に「介護支援専門員への支援に重点を置き」と書かれているのですけれども、ぜひこの辺に重点を置いていただきたいと思うのです。困難事例のフォローはだいぶされては来ていると思うのですけれども、ケアマネの質の差が少

し大きいようにも見受けられる。例えばデイサービスを使った時に、事業所の方からケアマネさんの方に情報をお渡ししても適切に動いて下さらない方もいるという話も聞きますので、ぜひできるだけケアマネの質の差がないような形で支援に重点を置いていただきたいと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。やはりケアマネによってはかなり質の差がありますので、その辺をできるだけなくして、全体的に底上げをしていきたいと私達も考えておまして、来年度はまず各地域包括を中心に居宅の方の支援をしていただき、全体でも研修会を開催するなど、色々な形でケアマネの質の向上を目指して行きたいと思っております。ありがとうございました。

委員 今回の意見と関連してなのですが、「各包括ごとに方法を検討し」ということですが、おまかせではなく指導に入っていく中で、能生・青海も包括ができるように、各地域に包括ができるわけですから、包括を中心にして、地域に関わっているケアマネさん、それから事業所さんを含めて、事例の失敗事例、困難事例だけではなくて、うまく支援できたものや、関わっている、ひいては民生委員さんであったり地域のボランティアさんであったりといった方も含めて地域会議を開くなどをして、そこで出てくる、どんな関わりでうまく行ったとか、どんなサービスが必要なのかというところまで見られればいいのかと思います。ぜひ市の方にも入っていただいて、道筋を付けていただかないと、動く包括さんと動かない包括さんとありますし、今ほど言いましたケアマネさんが分からないまま、人数が少ない居宅ではなかなかうまく行っていない部分もあって、ただケアプランを作って、サービスを付けて終わりという感じの格差も出てきておりますので、その辺が今後の課題かなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局 その通りです。やはり包括ごとに地域ケア会議の回数も違い、色々な実情があり回数的に多くやっているところとそうでないところがあります。そういう格差をなくす意味でも、もちろん市も入り、各地域包括支援センターを中心に地域ケア会議、個別会議の方を重点的に支援して行きたいと思っております。

会長 他の皆さんいかがでしょうか。

委員 私達民生委員は包括の人たちのお世話になってすごく力を貸してもらっているのですが、現状を考えると、1人の人にすごく時間のかかるようなケアというのが沢山あるので、そこを上手にクリアして援助をしていただきたいと思いますというようなことも沢山あります。人員というのは増やせないのでしょうか。

事務局 人員の増加は難しいところです。今の段階では難しいとしか答えられないのですが、申し訳ありません。

会長 こういう貴重なご意見が出ているということを事務局に受け止めてもらいたいですね。では(4)の地域密着型サービス運営委員会に入らせてもらってよろしいですか。「①地域密着型サービス事業所の開設について」事務局説明をお願いします。

す。

#### (4) 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

##### ①地域密着型サービス事業所の開設について

事務局 資料No.8により説明

##### 〈審議〉

意見・要望なし

#### (5) 意見交換

会 長 今までの協議事項、それからそれ以外でも結構ですので、介護保険に関するものでありましたら、ご意見をいただきたいと思います。

委 員 要望です。地域密着型サービスの運営推進会議というのが概ね2ヶ月に1度開催されていますが、その会議録について、概ね自由記載ということで各事業所の決まった形ではなく、それぞれが記載されてここに表示されるわけですが、要望というのは各事業所が、この2ヶ月間にどのような行事と出来事があったのかを各事業所で報告していただく形を取っていただきたい。それを事細かに書いてある事業所と全くそういったことに触れていない事業所があります。それでなぜこのようなことを要望するかと言いますと、実はここへ来て、私の知り合いと遠くにいる知り合いから、兄夫婦があるグループホームに親を入所させたけれどもいかなものかというのが来まして、それでその実態を知りたかったら運営推進会議の議事録が載っているからそこを見られたらどうでしょうということで。それで、その事業所の色々な動きというのは、主たる介護者、今の事例で言うと兄夫婦のご家庭には事業所からお手紙等が届いてある程度把握できるかと思いますが、遠くにいるご本人の娘なり息子さんなりの所へは情報が届かないために、少しでも知りたいと関心のある子どもさんにとって、やはりひとつの情報手段として、親がどのような生活をしているか知る術として、ここ2ヶ月間の様子がわかるような、行事の経過等で結構ですので、そういう項目はどの事業所も必ず載せて下さいとは言っていないでしょうか。それからできれば会議の後1ヶ月以内位に会議録を提出していただくということも、やはり遅れている事業所もあるようですので、楽しみに見ようとしている立場の者にとっては歯がゆいところも感じますので、そのようなご指導もよろしくお願ひしたいと思います。

事務局 今ほど委員からお話のありました、地域密着型の、いわゆる認知症のグループホーム及び小規模多機能型居宅介護の運営推進会議が2ヶ月に1回開催されています。そちらの会議録への生活の様子ができるような事項の掲載及び早めの会議録のホームページへの掲載といったことにつきましては、また事業所側へ本日の席で話があったということをお伝えして対応してもらおうとお話をしたいと思っております。

委員 要望だか苦情だか、先ほどのクレイドルの話なのですが、計画の明らかな変更でしょう。文書で、どこがどういう風にやっているのか、そういう説明を文書で出してもらわないと、ここで一生懸命探したけれども、何のことを言っているのか分からないですよ。しかもこれで説明されると、多分議事録を取るにしても大変だと思うので、全然事前に知らせていない話がここで突然出てきたわけです。そういう意味では文書で出してもらいたい。

事務局 今後注意したいと思います。申し訳ございません。

会長 (6)「その他」に入らせていただきたいと思います。次回の日程をお願いします。

#### (6) その他(次回日程等)

事務局 次回の日程でございますが、計画のスケジュール表にもございます通り、6月位を予定しております。しかしながら議会の日程等もございますので、若干それより遅くなる可能性もございますが、その位の時期だということでご報告させていただきます。よろしくをお願いします。

会長 そういうことで日程等は以上ですが、その他に何か皆さんの方ではありませんか。

委員 雑感になるのですけれども、前回も言ったのですけれども、社会保険、健康保険ですね。11~15年来やっていたので、行政が介護の仕事をするのは、私の見たところでは仕事範囲がすごく広いと思います。その中で色んなご意見も言われて、対策を練る等も。その中で今日の会議を見ていると2回ほど質問が出されたが、現場で働いている方の意見というのは随分大事だと思いますので、そちらの方の意見を、各論拾い上げて対策して行っていただきたいと思います。それから介護そのものを見ますと、中長期というのを立てなければ、たぶん先をどうするかというのが見え辛いと思うので、先ほども少し話が出ましたが、長期は難しいとしても中期はアバウトにでも出してもらいたいなと思います。その中でアンケートというのが今日出たのですけれども、そこでもそれが大事かなと思います。それは市民の方の意見の一つかと思うのですけれども、それをベースとしてこの年限があるというのも踏まえていただいて、その意見をそのまま採用するのではなくて、採用するにあたっては現場で働いている方の意見を集約して、例えば特養を増やしたりとか、何年か後にはどうしたいだとかを出してもらえれば、大きい目での見方ができるのではないかと思います。希望いたします。

会長 ありがとうございます。それではこれで、報告、協議事項について終了させていただきます。